奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十一年六月十一日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成二十一年六月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

協議者	事業名	地区名
五條市長　吉野　晴夫	五條市営土地改良事業（岡農道整備事業）	越替地区